

事 務 連 絡
平成23年6月10日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

一部の市町村に住所を有する介護保険の被保険者に係る
免除証明書等の取扱い等について

「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」（平成23年5月16日付け老介発第0516第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知。以下「課長通知」という。）第1の3の（5）及び（6）に基づき、平成23年6月末までに利用料免除証明書（以下「免除証明書」という。）の発行が困難である一部の市町村に住所を有する介護保険の被保険者に限り、同年7月1日以降も当分の間、被保険者証を提示し、被災した旨を申し立てることにより、利用料の支払いを猶予することとしているところですが、これらの被保険者の免除証明書の提示が必要となる時期については下記のとおり取り扱うこととします。

なお、課長通知第2の3の（2）に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成23年厚生労働省令第57号）第30条第3項（同令第31条及び第32条において準用する場合を含む。）に規定する認定証の提示についても同様の取扱いとします。

また、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であったため避難又は退避を行っていたが、屋内退避に係る指示の解除の対象となった方については、課長通知第1の2の（1）において、別途定める日までの間に受けた介護サービスについて利用料の免除の適用対象としているところですが、当該免除適用期間については下記のとおり取り扱うこととします。

これらの取扱いについて管内市区町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1. 利用料等の支払い猶予期間の延長について

以下の市町村に住所を有する介護保険の被保険者については、免除証明書等の提示

が必要となる時期を平成 23 年 7 月 1 日以降に延期することとするが、免除証明書等の提示が必要となる時期は、以下の表の右欄に掲げる時期以降であること。

県名	市町村名	延期予定時期
岩手県	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成 23 年 8 月 1 日
	宮古市	平成 23 年 9 月 1 日
宮城県	女川町、東松島市	平成 23 年 8 月 1 日
	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	平成 23 年 9 月 1 日
	石巻市、南三陸町	平成 23 年 10 月 1 日
福島県	郡山市、南相馬市	平成 23 年 8 月 1 日
	白河市	平成 23 年 9 月 1 日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	免除期間終了まで 免除証明書不要

※ なお、上記の延期予定時期に変更が生じる場合には、改めて、変更後の延期時期について、連絡する。

2. 利用料免除の適用期間について

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であったため避難又は退避を行っていたが、平成 23 年 4 月 22 日に指示の解除の対象となった方の利用料の免除については、同年 6 月末日までの介護サービスについて適用する。